

総務委員会 議案説明資料

令和2年12月7日

件名	頁
1 第127号議案 足立区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例	2

(政策経営部)

第 1 2 7 号議案説明資料

令和 2 年 1 2 月 7 日

件 名	足立区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部財政課
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和 2 年 3 月 3 1 日に租税特別措置法の一部が改正されたこと等に 伴い、規定の整備が必要であるため、下記条例の一部を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 足立区行政財産使用料条例・ 足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例・ 足立区国民健康保険条例・ 足立区後期高齢者医療に関する条例・ 足立区介護保険条例・ 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 <p>2 改正内容</p> <p>(1) 租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の改正に伴い、同項を引用した部 分等について、改正を行う。</p> <p>(2) 「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正するほか所要 の規定整備を行う。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日</p>
今後の方針	

足立区行政財産使用料条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区行政財産使用料条例 昭和42年3月24日条例第3号 (督促及び延滞金)</p> <p>第8条 使用料を納付期限までに納付しない者に対しては、納付期限経過後20日以内に督促状を発行し、納付すべき期限を指定して督促する。</p> <p>2 前項の規定による督促を受けた者が、指定した期限までに使用料を納付しなかつたときは、年14.6パーセントの割合で納付期限の翌日から納付した日までの日数によつて計算して得た額の延滞金を徴収する。</p> <p>付 則</p> <p>第1項及び第2項 省略</p> <p>3 当分の間、第8条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p>	<p>○足立区行政財産使用料条例 昭和42年3月24日条例第3号</p> <p>(改正なし)</p> <p>3 当分の間、第8条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の足立区行政財産使用料条例、足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例、足立区国民健康保険条例、足立区後期高齢者医療に関する条例、足立区介護保険条例及び足立区廃棄物の処理及び再</p>

改正前	改正後
	利用に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例 昭和39年3月31日条例第7号</p> <p>(延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定によつて督促状を發した場合においては、未納の収入金額が100円以上（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、年14.6パーセント（督促状を發する前の期間または督促状を發した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合をもつて納期限の翌日から収入金完納の日までの日数によつて計算した延滞金額を加算して徴収する。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、これを徴収しない。</p> <p>(1) 災害により事情やむを得ないことによつて、未納の収入金の納付ができないとき。</p> <p>(2) 未納の収入金を納めるべき者の住所および居所が不明であるため、公示送達の方法により納付の命令または督促をしたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に <u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合と</p>	<p>○足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例 昭和39年3月31日条例第7号</p> <p>(改正なし)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（<u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合と</p>

改正前	改正後
<p>し、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>し、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の足立区行政財産使用料条例、足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例、足立区国民健康保険条例、足立区後期高齢者医療に関する条例、足立区介護保険条例及び足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

足立区国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～附則第1条（略）</p> <p>（延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間、第22条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に <u>租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>第3条以降（略）</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～附則第1条（略）</p> <p>（延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間、第22条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（<u>租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>第3条以降（略）</p> <p>付 則 （施行期日） 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。 （経過措置） 2 改正後の足立区行政財産使用料条例、足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例、足立区国民健康保険条例、足立区後期高齢者医療に関する条例、足立区介護保険条例及び足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

足立区後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日条例第13号</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数金額又は全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 区長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算し</p>	<p>○足立区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日条例第13号</p> <p>(改正なし)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を</p>

改正前	改正後
<p>た割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の足立区行政財産使用料条例、足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例、足立区国民健康保険条例、足立区後期高齢者医療に関する条例、足立区介護保険条例及び足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

足立区介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区介護保険条例 平成12年3月31日条例第38号 (延滞金)</p> <p>第18条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の定める延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>付 則 第1条から第6条まで 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第18条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準</p>	<p>○足立区介護保険条例 平成12年3月31日条例第38号 (改正なし)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第18条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算し</p>

改正前	改正後
<p>割合適用年における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>た割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の足立区行政財産使用料条例、足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例、足立区国民健康保険条例、足立区後期高齢者医療に関する条例、足立区介護保険条例及び足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 平成11年12月27日条例第38号 (延滞金の額及び徴収方法)</p> <p>第57条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>付 則 第1項から第4項まで 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第57条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたとき</p>	<p>○足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 平成11年12月27日条例第38号</p> <p>(改正なし)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第57条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>

改正前	改正後
<p>きは、これを切り捨てる。</p>	<p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 改正後の足立区行政財産使用料条例、足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例、足立区国民健康保険条例、足立区後期高齢者医療に関する条例、足立区介護保険条例及び足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>